

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 317 件

厚生年金関係 317 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 26 件

厚生年金関係 26 件

## 神奈川厚生年金 事案 6487～6803（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間>（別添一覧表参照）

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことが判明した。

A社は、当該賞与支払届の提出を失念していたとして、その後年金事務所と同支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効のため納付することができず、私も含め300余名の従業員の記録回復のため、今回の一括申立てとなったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賃金台帳から、申立人は、申立期間において、<標準賞与額>（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てに係る賞与支払届を提出していなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、同支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 317 件 (別添一覧表参照)

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6487	男		昭和26年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	90万9,000円 80万1,000円
6488	男		昭和27年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	105万1,000円 95万8,000円
6489	女		昭和37年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	83万4,000円 73万6,000円
6490	男		昭和31年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	117万5,000円 105万2,000円
6491	女		昭和23年生		平成19年12月10日	67万9,000円
6492	男		昭和35年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	88万5,000円 78万3,000円
6493	女		昭和24年生		平成19年12月10日	84万4,000円
6494	男		昭和46年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	68万5,000円 68万円
6495	男		昭和48年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	65万円 65万円
6496	男		昭和28年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万5,000円 48万円
6497	男		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万7,000円 56万5,000円
6498	女		昭和50年生		平成19年12月10日	7万9,000円
6499	女		昭和23年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	40万7,000円 37万2,000円
6500	男		昭和29年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万9,000円 52万7,000円
6501	女		昭和23年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万1,000円 17万5,000円
6502	女		昭和28年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	38万6,000円 35万4,000円
6503	女		昭和27年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万5,000円 34万7,000円
6504	女		昭和39年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万9,000円 36万4,000円
6505	女		昭和40年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万4,000円 52万5,000円
6506	男		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万8,000円 42万1,000円
6507	男		昭和25年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	58万8,000円 53万6,000円
6508	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万8,000円 42万1,000円
6509	女		昭和40年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	70万1,000円 67万1,000円
6510	男		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	67万5,000円 59万8,000円
6511	女		昭和40年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万5,000円 44万4,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6512	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万7,000円 45万6,000円
6513	女		昭和46年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万9,000円 47万3,000円
6514	男		昭和45年生		平成19年12月10日	47万7,000円
6515	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万4,000円 44万5,000円
6516	女		昭和30年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	60万6,000円 55万8,000円
6517	男		昭和30年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	77万2,000円 70万4,000円
6518	女		昭和37年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	76万3,000円 68万9,000円
6519	女		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万2,000円 10万7,000円
6520	男		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	77万1,000円 62万5,000円
6521	女		昭和42年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	46万4,000円 42万6,000円
6522	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	28万8,000円 3万円
6523	女		昭和22年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万7,000円 44万3,000円
6524	女		昭和22年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万9,000円 10万2,000円
6525	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	43万3,000円 39万8,000円
6526	男		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万9,000円 41万3,000円
6527	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万2,000円 41万6,000円
6528	女		昭和21年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	143万8,000円 127万2,000円
6529	女		昭和24年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	105万3,000円 96万円
6530	女		昭和31年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	91万9,000円 83万9,000円
6531	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	110万1,000円 92万5,000円
6532	女		昭和42年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	76万4,000円 70万円
6533	女		昭和32年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	125万5,000円 115万円
6534	女		昭和38年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	114万2,000円 96万5,000円
6535	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	72万5,000円 66万9,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6536	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	74万6,000円 18万2,000円
6537	女		昭和31年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	105万5,000円 93万7,000円
6538	女		昭和46年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	71万円 62万4,000円
6539	女		昭和18年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	55万6,000円 47万6,000円
6540	女		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	11万円 56万3,000円
6541	女		昭和33年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	82万3,000円 75万1,000円
6542	女		昭和39年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	55万6,000円 51万6,000円
6543	女		昭和48年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	71万8,000円 63万1,000円
6544	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	69万3,000円 63万5,000円
6545	女		昭和22年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万3,000円 29万4,000円
6546	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	58万2,000円 53万8,000円
6547	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	65万4,000円 60万4,000円
6548	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	62万円 58万4,000円
6549	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	55万2,000円 52万2,000円
6550	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	61万8,000円 58万2,000円
6551	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	54万4,000円 51万6,000円
6552	女		昭和44年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	64万6,000円 61万3,000円
6553	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	61万4,000円 56万3,000円
6554	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万4,000円 49万1,000円
6555	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万9,000円 49万5,000円
6556	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	55万2,000円 52万3,000円
6557	女		昭和36年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	92万9,000円 82万2,000円
6558	女		昭和23年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	79万1,000円 71万8,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6559	女		昭和32年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万7,000円 52万8,000円
6560	女		昭和33年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万6,000円 52万7,000円
6561	女		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万4,000円 48万1,000円
6562	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万6,000円 49万5,000円
6563	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万5,000円 48万3,000円
6564	女		昭和25年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	62万2,000円 56万9,000円
6565	女		昭和36年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	54万8,000円 50万2,000円
6566	女		昭和43年生		平成19年12月10日	54万1,000円
6567	女		昭和34年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	60万4,000円 54万8,000円
6568	女		昭和16年生		平成19年12月10日	11万3,000円
6569	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	55万1,000円 51万6,000円
6570	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万9,000円 47万7,000円
6571	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	55万1,000円 50万6,000円
6572	女		昭和36年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万9,000円 53万円
6573	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万3,000円 52万6,000円
6574	女		昭和38年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万4,000円 45万9,000円
6575	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万4,000円 47万3,000円
6576	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万8,000円 49万1,000円
6577	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	50万7,000円 46万7,000円
6578	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万4,000円 45万8,000円
6579	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万2,000円 45万4,000円
6580	女		昭和40年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	46万円 43万円
6581	女		昭和46年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万1,000円 43万5,000円
6582	女		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	43万6,000円 40万1,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6583	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万4,000円 48万5,000円
6584	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万8,000円 49万6,000円
6585	男		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万円 48万7,000円
6586	女		昭和30年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	43万6,000円 37万3,000円
6587	女		昭和48年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	69万1,000円 60万6,000円
6588	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	43万7,000円 41万2,000円
6589	女		昭和30年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	55万円 51万2,000円
6590	男		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万1,000円 49万8,000円
6591	男		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	80万7,000円 67万9,000円
6592	女		昭和29年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	74万5,000円 65万3,000円
6593	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	54万5,000円 48万5,000円
6594	女		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万6,000円 40万2,000円
6595	女		昭和26年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万7,000円 34万5,000円
6596	女		昭和49年生		平成19年12月10日	37万7,000円
6597	男		昭和46年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	79万2,000円 72万1,000円
6598	男		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万9,000円 47万7,000円
6599	女		昭和29年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	63万円 57万6,000円
6600	女		昭和26年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万円 33万9,000円
6601	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万9,000円 41万4,000円
6602	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	50万8,000円 47万9,000円
6603	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万9,000円 45万9,000円
6604	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万4,000円 36万8,000円
6605	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万4,000円 49万1,000円
6606	女		昭和39年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	87万9,000円 78万円



## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6607	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	42万1,000円 39万1,000円
6608	男		昭和37年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	56万6,000円 51万8,000円
6609	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	63万5,000円 60万2,000円
6610	女		昭和48年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万3,000円 47万円
6611	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	54万円 49万6,000円
6612	女		昭和25年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万3,000円 34万6,000円
6613	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万9,000円 45万円
6614	女		昭和49年生		平成19年12月10日	17万2,000円
6615	女		昭和50年生		平成19年12月10日	38万6,000円
6616	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万円 44万6,000円
6617	女		昭和39年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万3,000円 42万8,000円
6618	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	46万6,000円 42万8,000円
6619	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万円 35万9,000円
6620	女		昭和26年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	102万6,000円 90万9,000円
6621	女		昭和48年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	47万9,000円 46万円
6622	男		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	56万円 48万7,000円
6623	男		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万1,000円 49万7,000円
6624	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万9,000円 42万円
6625	男		昭和29年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	61万6,000円 56万円
6626	女		昭和55年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	34万8,000円 44万8,000円
6627	女		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万2,000円 45万円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6628	女		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万1,000円 44万4,000円
6629	女		昭和55年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万5,000円 44万8,000円
6630	女		昭和59年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万6,000円 42万1,000円
6631	女		昭和58年生		平成19年12月10日	3万円
6632	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万8,000円 45万7,000円
6633	男		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万1,000円 34万1,000円
6634	女		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万2,000円 36万5,000円
6635	男		昭和46年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万円 45万1,000円
6636	男		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万1,000円 43万4,000円
6637	女		昭和35年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	71万5,000円 71万3,000円
6638	女		昭和32年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	35万8,000円 32万8,000円
6639	女		昭和27年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	40万9,000円 34万7,000円
6640	女		昭和34年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	61万4,000円 54万4,000円
6641	女		昭和53年生		平成19年12月10日	22万7,000円
6642	男		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万9,000円 46万円
6643	女		昭和42年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万4,000円 49万円
6644	女		昭和59年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	2万円 3万1,000円
6645	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万円 45万1,000円
6646	女		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	38万7,000円 35万7,000円
6647	女		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	58万円 53万3,000円
6648	男		昭和55年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	50万7,000円 44万円
6649	女		昭和32年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	38万4,000円 35万1,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6650	女		昭和32年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	67万5,000円 61万8,000円
6651	男		昭和50年生		平成19年12月10日	44万円
6652	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	66万3,000円 61万円
6653	男		昭和35年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	81万6,000円 71万7,000円
6654	女		昭和23年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万円 18万円
6655	女		昭和28年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万9,000円 53万円
6656	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	47万円 43万4,000円
6657	女		昭和31年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	54万5,000円 50万1,000円
6658	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	54万7,000円 51万4,000円
6659	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万円 28万2,000円
6660	女		昭和48年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万2,000円 52万5,000円
6661	女		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	42万4,000円 40万2,000円
6662	男		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万3,000円 54万1,000円
6663	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万5,000円 48万5,000円
6664	女		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	47万1,000円 44万7,000円
6665	女		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	2万1,000円 41万7,000円
6666	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万9,000円 43万3,000円
6667	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万8,000円 42万2,000円
6668	女		昭和55年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	47万9,000円 44万2,000円
6669	女		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	38万8,000円 36万1,000円
6670	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万6,000円 34万7,000円
6671	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万6,000円 35万2,000円
6672	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万6,000円 35万2,000円
6673	女		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	38万円 35万6,000円
6674	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万3,000円 47万2,000円
6675	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万9,000円 36万8,000円
6676	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	8万1,000円 36万1,000円
6677	女		昭和31年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	43万4,000円 19万5,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6678	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万7,000円 42万2,000円
6679	女		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万6,000円 45万8,000円
6680	女		昭和35年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万7,000円 45万5,000円
6681	男		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	50万円 45万9,000円
6682	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	41万1,000円 37万9,000円
6683	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	50万3,000円 45万2,000円
6684	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	50万3,000円 46万4,000円
6685	女		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万5,000円 41万9,000円
6686	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万4,000円 49万1,000円
6687	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	50万3,000円 46万4,000円
6688	女		昭和44年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	65万1,000円 57万円
6689	女		昭和42年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	61万9,000円 56万8,000円
6690	女		昭和39年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万5,000円 44万5,000円
6691	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万2,000円 46万3,000円
6692	男		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	41万3,000円 39万2,000円
6693	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	46万8,000円 40万5,000円
6694	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万円 45万1,000円
6695	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万6,000円 36万6,000円
6696	女		昭和58年生		平成19年12月10日	45万6,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6697	男		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	41万8,000円 38万6,000円
6698	男		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	40万8,000円 37万7,000円
6699	男		昭和59年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万円 34万6,000円
6700	女		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	46万円 42万5,000円
6701	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万4,000円 40万9,000円
6702	女		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	41万8,000円 38万6,000円
6703	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万6,000円 41万2,000円
6704	男		昭和55年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万5,000円 45万8,000円
6705	男		昭和46年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万4,000円 44万7,000円
6706	男		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万7,000円 46万5,000円
6707	女		昭和44年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	47万9,000円 44万1,000円
6708	女		昭和32年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万3,000円 34万6,000円
6709	男		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	12万8,000円 11万4,000円
6710	男		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	66万4,000円 61万円
6711	男		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万3,000円 44万4,000円
6712	女		昭和42年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万1,000円 44万円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6713	女		昭和47年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万9,000円 49万9,000円
6714	男		昭和39年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万6,000円 44万5,000円
6715	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万4,000円 44万5,000円
6716	男		昭和55年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	48万円 44万3,000円
6717	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	52万9,000円 48万6,000円
6718	女		昭和29年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万8,000円 34万8,000円
6719	女		昭和48年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	56万9,000円 52万3,000円
6720	女		昭和50年生		平成19年12月10日	55万7,000円
6721	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	46万7,000円 18万9,000円
6722	女		昭和59年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万円 41万5,000円
6723	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	49万6,000円 45万7,000円
6724	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万4,000円 41万3,000円
6725	女		昭和60年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万6,000円 34万7,000円
6726	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	45万7,000円 42万2,000円
6727	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	40万7,000円 38万5,000円
6728	女		昭和27年生		平成19年12月10日	111万9,000円
6729	男		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万2,000円 34万9,000円
6730	女		昭和52年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	57万2,000円 52万円
6731	男		昭和33年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	63万5,000円 58万8,000円
6732	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万7,000円 41万1,000円
6733	女		昭和35年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	56万6,000円 51万8,000円
6734	女		昭和36年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	58万2,000円 53万3,000円
6735	女		昭和59年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万2,000円 36万2,000円
6736	女		昭和55年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万4,000円 36万4,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6737	女		昭和42年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万8,000円 34万6,000円
6738	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	55万9,000円 19万9,000円
6739	女		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	42万9,000円 39万6,000円
6740	男		昭和43年生		平成19年12月10日	96万4,000円
6741	男		昭和52年生		平成19年12月10日	80万円
6742	女		昭和60年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万3,000円 40万9,000円
6743	女		昭和60年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万3,000円 40万9,000円
6744	女		昭和59年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万7,000円 41万2,000円
6745	女		昭和60年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	36万4,000円 34万円
6746	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	41万9,000円 39万2,000円
6747	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	41万8,000円 37万6,000円
6748	女		昭和56年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	41万6,000円 38万4,000円
6749	女		昭和60年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	44万7,000円 41万円
6750	男		昭和57年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	38万7,000円 35万8,000円
6751	女		昭和42年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万8,000円 52万6,000円
6752	女		昭和48年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	53万6,000円 52万1,000円
6753	女		昭和51年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	51万4,000円 50万6,000円
6754	男		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	42万7,000円 42万9,000円
6755	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	37万5,000円 40万5,000円
6756	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	30万9,000円 35万9,000円
6757	男		昭和33年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	42万3,000円 44万9,000円
6758	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	36万4,000円 42万5,000円
6759	男		昭和37年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	30万5,000円 45万2,000円
6760	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	39万3,000円 41万8,000円

## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6761	女		昭和54年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 42万円
6762	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	6万円 33万4,000円
6763	女		昭和58年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	2万円 11万1,000円
6764	女		昭和22年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6765	女		昭和32年生		平成19年12月10日	3万円
6766	女		昭和41年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6767	女		昭和43年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6768	女		昭和49年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6769	女		昭和39年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6770	女		昭和39年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 5万円
6771	女		昭和28年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6772	女		昭和20年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6773	女		昭和44年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6774	女		昭和42年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6775	女		昭和21年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	1万円 1万円
6776	女		昭和19年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 3万円
6777	女		昭和24年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	1万円 1万円
6778	女		昭和18年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	1万円 1万円
6779	女		昭和50年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 4万円
6780	女		昭和31年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	3万円 4万円
6781	女		昭和53年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	2万円 2万円
6782	女		昭和41年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	2万円 3万円
6783	女		昭和22年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	2万6,000円 3万円



## 別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)	標準賞与額
6784	女		昭和31年生		平成19年12月10日	3万円
6785	女		昭和45年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	2万円 3万円
6786	女		昭和59年生		平成20年7月10日	29万円
6787	女		昭和50年生		平成20年7月10日	1万2,000円
6788	女		昭和62年生		平成20年7月10日	1万円
6789	女		昭和52年生		平成20年7月10日	1万2,000円
6790	女		昭和61年生		平成20年7月10日	1万円
6791	女		昭和62年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	12万9,000円 11万3,000円
6792	女		昭和62年生		平成19年12月10日 平成20年7月10日	13万円 11万円
6793	女		昭和62年生		平成20年7月10日	1万円
6794	女		昭和46年生		平成20年7月10日	1万2,000円
6795	女		昭和53年生		平成20年7月10日	1万2,000円
6796	女		昭和61年生		平成20年7月10日	1万円
6797	女		昭和52年生		平成20年7月10日	17万6,000円
6798	女		昭和53年生		平成20年7月10日	1万円
6799	女		昭和61年生		平成20年7月10日	1万円
6800	女		昭和61年生		平成20年7月10日	2万円
6801	女		昭和42年生		平成20年7月10日	38万7,000円
6802	男		昭和59年生		平成20年7月10日	2万円
6803	男		昭和63年生		平成20年7月10日	1万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月8日から28年9月1日まで  
② 昭和29年3月30日から同年6月1日まで  
③ 昭和29年6月2日から30年7月1日まで  
④ 昭和30年7月初めから同年12月30日まで  
⑤ 昭和31年1月10日から同年3月1日まで  
⑥ 昭和31年3月1日頃から同年6月1日まで  
⑦ 昭和31年6月1日頃から同年8月1日まで  
⑧ 昭和31年8月1日から同年12月1日まで  
⑨ 昭和31年12月1日頃から34年9月1日まで  
⑩ 昭和35年11月頃から36年10月頃まで  
⑪ 昭和37年1月25日頃から同年2月27日頃まで  
⑫ 昭和37年3月1日頃から同年3月15日頃まで  
⑬ 昭和37年3月15日頃から同年5月11日頃まで  
⑭ 昭和37年5月12日頃から同年6月30日頃まで  
⑮ 昭和37年6月30日から同年9月1日まで  
⑯ 昭和40年2月5日から同年8月3日まで  
⑰ 昭和46年8月16日頃から同年9月2日頃まで

私は、以下のとおり、17の事業所において勤務した記憶があり、それぞれの勤務期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について調査して被保険者期間として認めてほしい。

申立期間①には、A社に所属し、飯場に住み込みながら工事をしていった。

申立期間②には、B社に所属し、飯場に住み込みながら工事をしていった。

申立期間③には、C社に所属し、飯場に住み込みながら勤務していた。  
申立期間④には、D社の寮に住み込み、勤務していた。  
申立期間⑤には、E社に住み込み、勤務していた。  
申立期間⑥には、F社に住み込み、勤務していた。  
申立期間⑦には、G社に住み込み、勤務していた。  
申立期間⑧には、H社に住み込み、勤務していた。  
申立期間⑨には、I社に住み込み、勤務していた。  
申立期間⑩には、J社に所属し、飯場に住み込みながら勤務していた。  
申立期間⑪には、K社において、妻の実家からバイク通勤をし、勤務していた。  
申立期間⑫には、L社に所属し、勤務していた。  
申立期間⑬には、M社に所属し、勤務していた。  
申立期間⑭には、N社に所属し、勤務していた。  
申立期間⑮には、O社で勤務していた。  
申立期間⑯には、P社の系列会社であったQ社に所属し、勤務していた。  
申立期間⑰には、R社に所属し、勤務していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社における工事内容、自身が属していた班の親方等を記憶している。

しかし、当該工事の施主であったS社の責任者は、「当時、工事は、元請けのA社、下請のT社、その下の組織である班という階層組織で行っていたが、班の親方及び人夫は社員でなかった。」と供述している。

また、A社は「申立人の名前は、社員名簿に確認できない。」と回答している。

さらに、T社は、平成21年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、自身が属していた班の親方の姓名及び同僚の名前を覚えていないため、A社に被保険者期間のある従業員に照会したが、申立人を覚えている者はいない。

申立期間②について、申立人はB社に所属して、工事で各飯場に住み込みながら出身地の村人と一緒に仕事をしたとして当時の勤務状況を記憶しているものの、同社からの回答及びインターネット情報から判断すると、申立人の申立期間と工事期間が異なっており、勤務期間及び勤務時期についての記憶は曖昧である。

また、B社は「申立人の在籍、当時の雇用形態、申立人が挙げた班につ

いて、資料が残っていないため不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、親方の姓名及び同僚の名前を覚えていないため、B社に被保険者期間のある従業員6名に照会し、4名から回答があったが、申立人を覚えている者はいない。

申立期間③について、申立人は「C社に所属し、各飯場に住み込みながら働いた。」として当時の勤務内容について記憶しているものの、申立人の申立期間と工事主体で施工会社のU社から回答があった工事期間とが異なっており、勤務期間及び勤務時期についての記憶は曖昧である。

また、C社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、U社は、申立人が従事したとするC社及び班の親方の名前は確認できないと回答しており、C社及び班の親方から申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、D社における入社の際及び仕事内容を記憶しており、同社に被保険者期間のある従業員は、「下の名前ははっきりしないが、申立人と同じ姓の人がいた。」と供述している。

しかし、上記従業員は、「自身の入社は、昭和28年頃であったが、試用期間があった。」と供述しており、この従業員の厚生年金保険資格取得日は、昭和30年7月1日であることから、D社においては、従業員を採用後すぐに加入させていないことがうかがえる。

また、D社に照会したところ、「当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態や保険料控除について確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、一緒に出身地からV県に仕事に行った同僚の名前を覚えていないため照会することができない。

申立期間⑤について、申立人は「E社に住み込みながら働いた。」として当時の勤務状況を記憶している。

しかし、E社は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、申立人の主張する事業所の名称及び類似の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できないため、事業主から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前を覚えていないため照会することができない。

申立期間⑥について、申立人は「F社に住み込みで働いた。」として当時の勤務状況及び事業主の名前を記憶している。

しかし、現在の事業主によると、「当時の社長は既に死亡しており、事務所建替え時に古い書類は処分した。」と回答しており、申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

また、F社は、昭和55年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっ

ており、申立期間⑥当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、同僚の名前を覚えていないため照会することができない。

申立期間⑦について、申立人は「G社に住み込みで働いた。」として当時の勤務状況及び事業主の名前を記憶している。

しかし、現在の事業主は、「当社は、元々別の業種であり、申立人の主張する業務は行っておらず、当時は厚生年金保険の適用事業所になっていない。」と回答している。

また、G社は、昭和53年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑦当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間⑧について、申立人は「H社に住み込みで働いた。社長は自身と同じ出身地であった。」として当時の勤務状況を記憶している。

しかし、H社は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、申立人の主張する事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できないため、事業主から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前を覚えていないため照会することができない。

申立期間⑨について、申立人は「I社に住み込みで働いた。同社は車両を3台所有していた。」として当時の勤務状況を記憶している。

しかし、I社は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、申立人の主張する名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できないため、事業主から申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚を氏名検索したところ、同姓同名が多い上、生年月日を覚えておらず特定できないことから、照会することができない。

申立期間⑩について、申立人は「J社W班に所属して、飯場に住み込みながら勤務していた。」と主張しているところ、当時、同社の請負業務の管理を行っていた同僚は、「申立人の勤務期間は分からないが、申立人は昭和35年から1年ぐらい在籍していた。」と供述している。

しかし、当該同僚は、「W班は10班ぐらいあった下請業者の一つで、申立人はW班が現場要員として採用した。」と供述している。

また、J社は、昭和43年9月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、W班は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当該同僚は、W班の班長の名前を覚えておらず、申立人も、班長及び同僚の

名前を覚えていないため、照会することができない。

申立期間⑩について、申立人は「K社に所属し、妻の実家からバイク通勤をしていた。」として当時の勤務状況及び事業主の名前を記憶している。

しかし、当時の事業主は既に死亡している上、K社の後継会社であるX社は、「当時の資料は残っていない。」と回答している。

また、K社は、昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑩当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、同僚の名前を覚えていないため照会することができない。

申立期間⑪について、申立人は「L社に所属し、事業所の宿舎に住み込みながら勤務していた。」として当時の勤務状況を記憶している。

しかし、事業主は、「申立人の申立期間における在籍は不明である。」と回答している。

また、L社及び同社の系列会社に被保険者期間のある従業員 18 名に照会したが、回答があった 11 名全員が申立人を覚えていない。

さらに、申立人は、同僚の名前を覚えていないため照会することができない。

申立期間⑫について、申立人は「M社に所属し、勤務していた。」として当時の状況を記憶している。

しかし、事業主は、申立人の申立期間における在籍は確認できないと回答している。

また、M社に被保険者期間のある従業員 9 名に照会し、7 名から回答があったが、7 名全員が申立人を覚えていない。

さらに、申立人は、同僚の名前を覚えていないため照会することができない。

申立期間⑬について、申立人は「N社に勤務し、妻の実家から通勤していた。」として当時の勤務状況を記憶している。

しかし、N社の事業主は「当時、Y組という名称を使用していたが、実際はJ社（申立期間⑩の事業所と同じ）の下請でZ班の班長をしていた。同社へ賃金台帳を提出し、失業保険と健康保険を差し引かれ、労務者へ賃金を支払っていた。」と回答している。

また、N社は、昭和 40 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑬当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間⑭について、申立人は「O社に所属して、勤務していた。」として、当時の勤務状況を記憶している。

しかし、事業主は、当時の資料が残っていないため、在籍は不明であると回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶していない上、O社の従業員 11 名に

照会し、7名から回答があったが、7名全員が申立人を覚えていない。

さらに、回答があった従業員は、試用期間が3か月あったと供述していることから、入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

申立期間⑩について、申立人は「P社の系列会社であるQ社に所属し、勤務していた。」として当時の勤務状況を記憶している。

しかし、P社は、「Q社は実在しない。」と回答している。

また、Q社は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、申立人の主張する名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できないため、事業主から申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、P社に被保険者期間のある従業員22名に照会し、13名から回答があったが、13名全員が申立人を覚えていない。

申立期間⑪について、申立人は「R社に所属し、勤務していた。同社には数十台の車両が有った。」として、当時の勤務状況を記憶している。

しかし、R社は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、申立人の主張する名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できないため、事業主から申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、照会することができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑰までにおける厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑰までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで  
私は、昭和 33 年 4 月 1 日に A 省（現在は、B 省）C 局に採用され、  
35 年 4 月に退職するまで、D 職として勤務した。

しかし、年金記録によると、申立期間の記録が欠落しているが、当然その期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 省 C 局に勤務していたと主張している。  
しかしながら、A 省 C 局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む 51 名が昭和 33 年 4 月に被保険者資格を取得しているものの、うち 8 名は、同資格の取得日から数箇月で資格を喪失し、申立人を含む 43 名は、同資格の取得日から約 1 年後の 34 年 5 月 1 日にまとめて同資格を喪失していることが確認できる。

このことについて、B 省 C 局の担当者は、「被保険者を 1 年で資格喪失させた理由としては、当時の賃金職員の処遇を安定させるため、1 年以上継続勤務をした職員については E 共済組合への加入を認めていたのではないか。」と供述している。

また、申立人と同日の昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚は 42 名であり、うち 8 名は同資格を喪失後に E 共済組合に加入しており、当該 8 名について同共済組合への加入日を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格の喪失と同月の同年 5 月に加入は 3 名、同年 8 月加入は 1 名、同年 11 月加入は 3 名、及び 35 年 6 月加入は 1 名となっているほか、8 名全員が、A 省 C 局における厚生年金保険被保険者資格



を喪失してからE共済組合へ加入するまでの期間は、年金制度に加入していない。

さらに、オンライン記録及び上記の被保険者名簿から、A省C局は、昭和34年のE共済制度発足に伴い、申立期間に係る同年11月5日には厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

加えて、同僚に照会しても申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 6806 (事案 2473 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年から 53 年 4 月頃まで

私は、昭和 51 年から 53 年 4 月頃まで A 社で D 職として働いていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 51 年から 52 年 8 月 6 日までの期間に係る申立てについては、申立人は B 社における厚生年金保険被保険者であったと認めてほしいと申し立てしていたところ、同社の事業主は、「申立人は自ら C 事業所として下請の形態で仕事をしていた。下請業者は厚生年金保険には加入しておらず、保険料などは控除していなかった。」と回答し、同僚も、「当時、工事現場には社員だけでなく、下請の従業員も働いていた。」と供述していることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間においては、前述の期間を含めて A 社において勤務していたと主張している。

しかし、A 社の当時の同僚 5 名に照会を行ったところ、3 名から回答があり、1 名は申立人を覚えていないとし、2 名は申立人を覚えてはいるものの、申立期間に勤務していたかは不明であると述べている。

また、同僚の 1 名は、「申立人は、外注工だったと思う。当時、社会保険関係は社長が行っていた。厚生年金保険の加入については、雇用形態によって異なる取扱いをしており、加入を希望する従業員のみを加入させていた。」と述べている。

さらに、同僚の 1 名は、「A 社には、請負や臨時工がおり、社員と同じ

ぐらいの人数だったと思う。」と述べており、この者は、同僚3名の氏名を挙げているところ、2名については同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、1名の者については被保険者記録が確認できない。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る雇用形態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入している上、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 17 日から 47 年 3 月 21 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間については、昭和 47 年 5 月 17 日に脱退手当金が支給されていることになっている。

私は、A社を退職した後、B県の実家に戻っており、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に係る脱退手当金の支給決定日には、実家のあるB県に居住していたと主張しているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人がA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同月において、申立人が居住していたと主張する市町村を管轄する社会保険事務所（当時）から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人は、脱退手当金の支給決定日当時、同県に居住していたことは認めることができる。

しかしながら、オンライン記録から、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、脱退手当金の支給記録がある複数の同僚は、「会社が脱退手当金の受給手続の一切を行い、受給した。」と供述していることを踏まえると、当時、同社は、従業員の委任に基づき代理請求を行っていたことがうかがえるところ、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び委任状等、脱退手当金の支給に係る書類から、申立人に係る脱退手当金については、申立人の委任により事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年5月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 20 日から 40 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 12 日から 42 年 2 月 22 日まで  
厚生年金保険の記録では、脱退手当金を受け取ったことになっているが、若い頃、老齢年金及び脱退手当金についてよく理解していなかったため、詳しく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所であるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和42年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 5 日から 47 年 3 月 24 日まで  
年金受給の手續に年金事務所へ行った際、申立期間については脱退手当金を支給済みであるということを初めて知った。

私は、A社を退職後、B国に留学しており、結婚するまでは同国と日本を行ったり来たりしていた。当時、脱退手当金の制度について聞いたことは無く、社会保険事務所（当時）へも行ったことは無かったので、自身で手續を行ったとも考えられない。

私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 2 月 21 日まで  
② 昭和 42 年 2 月 23 日から 43 年 9 月 29 日まで  
③ 昭和 43 年 10 月 26 日から 44 年 12 月 6 日まで

日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、申立期間については脱退手当金を支給済みであることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続きをした記憶も、金銭を受け取った記憶も無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月23日から34年6月21日まで  
ねんきん定期便が自宅に届き、A社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査をお願いしたところ、当該期間については脱退手当金を支給済みである、という回答であった。

私は、脱退手当金制度をその時に初めて知ったので、当時自ら請求手続をしたことは考えられない。また、そのようなお金を受け取った記憶も無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年9月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間当時、A社を最終事業所として脱退手当金を受給したとする複数の同僚が、「会社の事務担当者から脱退手当金制度に関する説明を受け、会社で手続をしてもらい脱退手当金を受給した。」「退職後、会社から自宅に書類が届き、それに印を押して返送し、脱退手当金を受給した。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 20 日から 42 年 12 月 31 日まで  
私は、A社を結婚のために退職した。同社から 7,000 円を受領した記憶はあるが、2万8,000円（脱退手当金）を受領した記憶は無い。脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 12 月 31 日の前後 3 年以内に資格喪失した者 3 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、3 名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されていることから判断すると、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 2 日から 43 年 9 月 18 日まで  
② 昭和 44 年 2 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで

A社を退職後の昭和 46 年 11 月 5 日に脱退手当金が支給された記録になっているが、当時は脱退手当金のことは知らず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 10 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 8 名に脱退手当金の支給記録があり、申立人を除く 7 名が約 7 か月以内に支給決定されている上、脱退手当金の支給を受けたことを記憶している同僚は、「会社から説明があり、手続も会社が行った。」と述べており、申立人が同社を退職した後は 3 か月ほど実家に戻っていたとしていることを踏まえると、申立人についても事業主の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月頃 から 36 年 5 月頃 まで  
② 昭和 40 年頃 から 42 年頃 まで  
③ 昭和 48 年頃 から 49 年頃 まで  
④ 昭和 52 年頃 から 56 年頃 まで  
⑤ 昭和 56 年頃 から 58 年頃 まで  
⑥ 昭和 58 年頃 から 59 年頃 まで  
⑦ 昭和 59 年頃 から 60 年頃 まで

私の厚生年金保険被保険者記録照会回答票によると、私が勤務した会社のうち7社の被保険者記録が無い。申立期間①はA社に勤務した。同社では、定時制高校に通いながらB地区及びC地区の支店に勤務し、D業務をした。当時の上司等の氏名も記憶している。申立期間②はE社（現在は、F社）に勤務し、G業務担当だった。申立期間③は、H社でI業務担当として勤務した。当時の同僚の氏名も記憶している。申立期間④は、J社でK業務担当として勤務した。当時の業務日誌の一部も所持している。申立期間⑤は、L社（現在は、M社）に勤務し、N業務をしていた。当時の社長の氏名も記憶している。申立期間⑥は、O社でP業務を担当した。同社の社長は知人だった。申立期間⑦は、Q店でR業務を担当していた。当時、私は住居も職も無い状態だったが、同店の社長に住居の世話をしてもらい、正社員として採用してもらった。調査の上、申立期間①から⑦までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時の上司等の名前、勤務した支店の

場所及び業務内容を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはいくつかある。

しかし、A社は既に解散している上、申立人は、上司の姓のみしか覚えておらず、同僚の氏名も記憶していないため、同僚等から証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社のOB会は、「昭和36年当時の社員名簿に申立人の氏名は確認できない。高等学校を卒業していない者であれば、アルバイトであった可能性がある。」と回答している上、昭和38年当時に社員採用担当であった元社員は、「D業務はアルバイトを使用することを常としていたが、アルバイトは社会保険に加入させていなかったのではないかと。また、厚生年金保険の未加入者については厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と述べている。

さらに、当該期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人はE社に勤務していたと述べている。

しかし、F社は当時の資料は見当たらないと回答している上、申立人のE社に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することはできない。

また、申立人は上司及び同僚等の氏名も覚えていないため、申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、当該期間におけるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人は、H社の営業社員として勤務していたと述べているところ、申立人が名前を挙げた同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいくつかある。

しかし、申立人のH社における勤務期間の記憶は曖昧である上、同社の所在地を管轄する法務局において同社に係る商業登記の記録は確認できず、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる事業主の所在も不明であることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、当該期間のH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間④について、申立人はJ社においてK業務をしていたと述べているところ、申立人が所持する当時の業務日誌（手帳）から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいくつかある。

しかし、オンライン記録において、J社は厚生年金保険の適用事業所と

なっていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた当時の社長の所在は不明である上、J社に文書による照会を行ったものの同社からの回答を得ることができないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

申立期間⑤について、申立人は、当時の社長の名前及び自身が担当した業務内容等を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人がL社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、M社は、「申立期間⑤当時の人事記録等の資料は見当たらないが、当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 9 月 1 日である。」と回答しているところ、オンライン記録から、L社が適用事業所となったのは同年 9 月 1 日であることが確認でき、当該期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間⑤当時のL社の社長は既に死亡しており、申立人も同僚等の氏名は覚えていないため、申立てに係る証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間⑥について、O社に係る商業登記簿謄本において確認できる当時の社長名（姓のみ）、及び同氏の住所地が申立人の供述と一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記の社長の親族に当たる元社員は、「申立人が勤務していたかは不明であるが、O社は昭和 52 年に倒産した後、社長が個人で細々と仕事をしており、社会保険には加入していなかったと思う。」と回答しているところ、オンライン記録によると、同社は同年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、O社は既に解散しており、上記の元社長は既に死亡している上、申立人は同僚等の氏名は覚えていないため、申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑦について、申立人はS業を営むQ店に勤務し、T地区内でR業務を担当していたと述べている。

しかし、申立人のQ店における記憶は曖昧であるとともに、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることができない上、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、T地区を営業地域としてS業を営んでいたとするU社の事業主は、「申立人の氏名に記憶が無く、当時の資料も残っていない。」と回答していることから、オンライン記録により、申立期間を含む前後3年間において同社に係る厚生年金保険の被保険者であることが確認できる社員及び元社員に文書照会したが、回答のあった4名からは、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録において、Q店名の適用事業所は確認できない上、U社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の縦覧調査によっても申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から31年7月16日まで  
私は、昭和29年1月1日から31年7月15日までA社の事務担当として勤務していた。しかし、当該期間が被保険者期間となっていないのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

現在のA社の事業主は、「申立期間当時は私がまだ4歳の頃なので申立人が勤務していたか覚えてはいないが、申立人が写っている写真を見た記憶があるので、期間は特定できないものの勤務していたことは間違いなし。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、申立期間を含め、現在まで厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、現在のA社の事業主は、「父親が平成15年に亡くなり一旦閉鎖した。その際に古い書類を全て廃棄してしまったため、申立期間当時に勤務していた従業員の具体的な氏名、人数及び厚生年金保険の加入状況は分からず、申立人の申立期間における保険料控除について確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人のほかに男性1名及び女性2名が勤務していたと述べているが、その同僚の名前を記憶していないため、申立期間当時の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 48 年頃から、A社にパートとして入社し、その後、49 年 4 月から同年 10 月 31 日まで正社員として同社B営業所に継続して勤務した。しかし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B営業所に正社員として勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録における申立人のA社に係る資格取得日は、昭和 49 年 10 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は「当時のことはほとんど記憶していない。申立人に関しても覚えていない。」と回答している上、申立人が同社B営業所の上司として姓を挙げた者は、「申立人を覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 49 年 10 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月13日から33年7月20日まで  
私がA社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

A社が倒産した後、同社B支店の事業はC社が継承し、その後、同社はD社に社名を変更したが、継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述内容及び事業所名不明の雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、昭和32年11月1日から33年7月20日までの期間、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店及びC社の事業主並びに当時の事務担当者は既に死亡しているため、証言を得ることができないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社の後継事業所であるD社から提出された厚生年金保険資格得喪台帳において、申立人は、昭和33年7月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年9月1日に同資格を喪失した旨の記載が確認でき、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致する。

さらに、申立期間においてA社B支店の厚生年金保険被保険者である複数の同僚は、「当時の同社B支店では、入社後、臨時工から本（採用）工になるまで1年ほどの期間があり、臨時工については厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月30日から23年9月9日まで  
② 昭和23年9月9日から24年2月15日まで  
③ 昭和24年2月15日から同年7月27日まで

私は、E県庁の窓口で雇用の手続を取り、同県庁に雇用されて、船舶A（申立期間①）、船舶B（申立期間②）、船舶C（申立期間③）に継続して乗り組み、甲板員や操舵手の仕事をしてきた。年金記録を確認したところ、その期間の記録が無い。船員手帳を提出するので申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立人が申立期間①から③までについて、D国の軍用船である船舶A、船舶B及び船舶Cにそれぞれ乗船していたことが確認できる。なお、E県が作成している資料によると、当時の連合国軍等の船舶に乗り組む船員は、日本政府が配乗を行っていたとされている。

しかし、昭和24年7月27日に船員法施行規則第1条が改正されるまでは、日本政府が乗組員の配乗を行っている日本船舶以外の船舶に乗り組む船員は、船員法第1条に規定する船員に該当しなかったため、申立期間において、申立人は船員保険の強制被保険者でなかったものである。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳及びE県のF 渉外労務管理事務所に係る船員保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日は、昭和24年7月27日となっており、前述のとおり船員法施行規則第1条が改正された時期と一致していることが確認できる上、上記の船員保険被保険者名簿を見ても、同年7月27日より前に被保険者資格を取

得している者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月17日から41年2月1日まで  
② 昭和45年10月1日から46年4月1日まで

私は、昭和40年9月17日から58年8月9日までの期間、A社（現在は、B社）で船員として勤務した。しかし、申立期間①及び②の船員保険の標準報酬月額が低く記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、「A社に係る当該期間の船員保険の標準報酬月額が5万2,000円と記録されているが、当時の給与額よりも低い額となっている。」と申し立てている。

しかし、B社が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳において、職名欄に「C」、資格取得年月日欄に「昭和40年9月17日」、等級欄に「19」、標準報酬欄に「5万2,000円」と記録されているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、B社は、「当社が保管する船員保険被保険者台帳から、船員保険料の控除及び納付については記録どおりである。」と回答している上、当該被保険者台帳において、遡及して標準報酬月額が訂正された形跡は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「A社に係る当該期間の船員保険の標準報酬月額が11万8,000円と記録されているが、当該期間より前の期間の標準報酬月額より下がっている。」と申し立てている。

しかし、B社人事部は、保管する船員保険被保険者台帳に、申立人は昭

和 45 年 10 月 1 日付けで「C」から「D」への職名の変更が記載され、標準報酬月額が 11 万 8,000 円と記録があることから、「職名変更に伴い本給は増えるが、諸手当が減少し、標準報酬月額が減少する事例に当たり、ほかにも類似の事例はあると考えられる。」と回答している上、オンライン記録及びA社に係る船員保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、上記の船員保険被保険者名簿において、当該期間前後の期間に複数の同僚も申立人と同様の標準報酬月額の推移が記録されている。

さらに、B社は、「当社が保管する船員保険被保険者台帳から、船員保険料の控除及び納付については記録どおりである。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に見合う船員保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月24日から49年4月13日まで  
私は、昭和20年3月に、A社（現在は、B社）に入社し、間を空けること無く、同社に勤務していた。しかしながら、申立期間が船員保険の被保険者となっていない。この期間は外国船籍（C国船籍）の「船舶D」に乗船していた。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社の社員として外国船籍（C国船籍）の「船舶D」に乗船していたと述べている。

しかし、B社は、「当時の資料は無いが、申立人が乗船していた『船舶D』が、外国船籍の船舶であるならば、派遣（労務提供）のため、その間は特別休暇の扱いとなり、給与も相手の企業から出ていたはずである。制度上も外国船籍の船舶に乗っている期間は船員保険に加入できなかった。」と回答しているところ、「外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について」（昭和51年4月1日庁保険発第7号）により、日本の船舶所有者に使用されている日本人船員で、外国法人等に派遣された者が、船員保険の被保険者となることができたのは、昭和51年4月以降であることが確認できる。

また、申立人が申立期間とほぼ同じ時期において、別の船舶に乗っていたとするA社の同僚の船員保険の被保険者記録も確認することができない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 5 月 5 日から 49 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 45 年 9 月 1 日に入社し、47 年 2 月末に退社するまで、同社B支社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している期間がある。また、48 年 5 月頃から 49 年 10 月頃まで勤務していたC社及び同年 10 月 1 日から 50 年 10 月 31 日まで勤務していたD社の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてE地区のA社に勤務していたことは認められる。

しかし、商業登記簿謄本及び同僚の証言から、申立人が勤務していたA社B支社は、昭和 46 年 11 月 4 日にF地区のA社から独立して設立されたことが確認できる上、オンライン記録から、E地区のA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 12 月 1 日であり、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、F地区のA社本社の経理担当者は、「E地区のA社がF地区のA社の支社であった時は同社本社が給与計算を行っていたが、E地区のA社として別法人となってからは行っていない。」と供述している。

さらに、E地区のA社の事業主は既に死亡している上、同僚に確認しても同社で社会保険を担当していた者は確認できず、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情をうかがうことができない。

かった。

申立期間②について、申立人の詳細かつ具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、C社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人も「C社は法人ではなく個人事業所で、従業員は全体でも4名ぐらいだった。」と述べていることから、同社が厚生年金保険の適用事業所とはならない事業所であった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は事業主の姓のみしか記憶していないために、個人を特定することができない上、同僚の氏名も記憶していないため、供述を得ることができない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてD社に勤務していたことは確認できる。

しかし、D社は昭和51年2月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所となっていないことが確認できるところ、申立人が記憶する同僚は、「昭和51年2月に、私が同社に係る厚生年金保険の加入手続を行ったが、その頃には申立人は退職していた。それまでは、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」と供述している。

また、別の同僚は、「私は、昭和48年7月にD社に入社したが、入社後2年以上たってから厚生年金保険への加入の説明を受けた。」と供述しており、その説明されたとする時期は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時期と一致している。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 4 日から 31 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 35 年 3 月頃まで

昭和 29 年 3 月 4 日から A 社に勤務していたのに、年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 31 年 6 月 1 日になっているので調査をしてほしい。また、同社の資格喪失日となっている同年 11 月 1 日以降は、同社が B 社に変わり、35 年 3 月頃まで勤務していたのに厚生年金保険被保険者期間となっていないので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が A 社の所在地、勤務内容及び同社の入社日について詳細に記憶していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 31 年 6 月 1 日であり、申立期間①においては、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚 8 名のうち、申立人より前から勤務していたとする者を含む 6 名の資格取得日は、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 31 年 6 月 1 日であり、申立期間①については、申立人と同様に厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

さらに、A 社は既に解散している上、事業主であった者は既に死亡しており、当時の同僚についても連絡先が不明であるため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除については照会することができない。

申立期間②について、申立人は、自身の退職日を記憶していないが、A 社が B 社に社名を変更した前後の期間の業務を詳細に記憶していることか

ら、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年11月1日であり、申立期間②においては、同社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、現在、入手できるB社の商業登記簿謄本では、申立期間当時の代表取締役をはじめとする役員の名前を確認できず、申立人が同社でも勤務していたとする同僚についても連絡先が不明であるため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については照会することができない。

さらに、B社の現在の事業主は、「当社が適用事業所となる前の期間は、従業員各人が国民年金保険料を納付していた。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②について給与明細書等の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
平成 8 年 5 月 1 日から 12 年 4 月 30 日まで、非常勤嘱託員として A 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する申立人に係る人事記録簿及び申立人が所持する給与支給明細書・口座振込通知書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人自身の供述及び雇用保険の加入記録において、申立人が平成 9 年 4 月 1 日から所属したと認められる A 社 C 部は、オンライン記録によると、同年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が所持する給与支給明細書・口座振込通知書によると、通勤手当のみが支給された平成 12 年 5 月を除き、8 年 5 月から 12 年 4 月までの各月において報酬が支払われ、8 年 6 月から 12 年 4 月までの各月において、おおむね 1 か月分の厚生年金保険料が控除されているところ、A 社 B 部に係る厚生年金保険料は翌月控除されていたことが確認できることから、9 年 4 月支給の給与から控除された厚生年金保険料は同年 3 月に係る保険料であり、同社 D 部（申立期間当時は、同社 C 部）は、厚生年金保険料を当月控除していたと回答していることから、同年 5 月支給の給与から控除された厚生年金保険料は同年 5 月に係る保険料であり、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が仕事内容や雇用形態等が同じであったとして氏名を挙

げた同僚も、A社B部において、平成9年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社C部において、同年5月1日に被保険者資格を取得していることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 10 日から 35 年 12 月 7 日まで  
② 昭和 35 年 12 月 7 日から 40 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 4 月 10 日から 35 年 12 月 6 日まで A 社の協力業者の代表として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和 35 年 12 月 7 日に A 社が B 社になった後も、42 年 11 月 24 日まで継続して勤務したが、申立期間②の被保険者記録が無い。所持する支払内訳書から厚生年金保険料と思われる保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、所持する実務経験証明書から A 社の協力業者の代表として勤務したと主張しているところ、同社の元代表取締役は、「申立人は、工事ごとに請負契約をしていた。直接雇用したことは無く、正社員ではない。」と供述している。

また、A 社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、前記の元代表取締役の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和 40 年 8 月 27 日に B 社に払い出されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、所持する時間外労働、休日労働に関する協定届の労働者代表として記載されていることから、名目は協力業者であるが、実質は雇用契約であると主張しているところ、A 社の元代表取締役で、後の D 社の元取締役は、「申立人は、A 社から引き続き B 社の協力

会社の代表であり、工事ごとに請負契約をしていた。直接雇用したことは無く、正社員ではない。」と供述している。

また、B社は、昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の元事業主の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年8月1日と記載されており申立人と同日である上、当該被保険者名簿に記載されている同僚で同年8月1日より前に被保険者資格を取得した者は確認できない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和40年8月27日にB社に払い出されていることが確認できる。

なお、申立人は、「所持する支払内訳書から厚生年金保険料と思われる保険料が控除されている。」と述べているが、当該支払内訳書には、「保険料」とのみ記載されている上、その保険料額は申立人のB社における昭和40年8月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と著しく相違していることから、当該支払内訳書をもって、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月頃から 56 年 5 月初旬まで

私は、昭和 55 年 1 月頃から 56 年 5 月初旬まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 55 年 1 月 26 日から 56 年 3 月 25 日まで A 社に勤務していたことが確認できる上、申立人が記憶する同社の所在地及び事業主の氏名が、商業登記簿謄本及び B 商工会議所が保管している資料の記載内容と一致することから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、「申立期間当時、私のほかに同社に勤務していたのは、社長とその妻だけであった。」と述べており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

また、A 社の代表取締役は、連絡先が不明であり、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 10 日から 39 年 7 月 8 日まで  
脱退手当金のことなど聞いたこともなかったのに、A社（現在は、B社）の厚生年金保険被保険者期間が、脱退手当金を支給済みとなっているのは納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後合わせて50名の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年7月8日の前後2年以内に資格喪失した者32名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23名に脱退手当金の支給記録があり、うち15名が約6か月以内に支給されている上、B社は、「退職者に対し、脱退手当金を受給するか、将来を考え受給しないかを個々に説明していた。受給しない場合は被保険者証を渡し、次の勤務先に提出するように指導していた。受給希望者には、従業員に代わって社会保険事務所（当時）への請求手続を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から22日後の昭和39年7月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当

たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 13 日から 44 年 1 月 10 日まで  
平成 22 年 11 月に年金事務所で年金記録を照会した際に脱退手当金を受給していることが判明した。A社の勤務期間については脱退手当金を受給しているが、B社に勤務した期間について脱退手当金を受給したことはないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めていないB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認でき、かつ、申立人が受給を認めているA社と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことから、申立期間についても併せて受給したと考えるのが自然である。

また、A社及び申立期間のB社における被保険者期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 神奈川県厚生年金 事案 6828 (事案 2947 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 7 月 11 日まで

妻が A 社と B 社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所 (当時) に照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答をもらっていた。妻は、A 社を退職した際に退職金は受け取ったが、脱退手当金の手続を行った覚えは無いと話していたので、申立期間の記録訂正をしてほしいと第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。新たな資料や事情は無いが、審議の結果に納得がいかないため再度第三者委員会で審議し、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性は 25 名で、脱退手当金を受給している者は申立人を含め 16 名確認でき、脱退手当金支給記録のある同僚のうち連絡の取れた 3 名は、脱退手当金の手続は会社が行ったと述べており、そのうちの 2 名は口頭で脱退手当金の説明があったと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金支給記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間を基礎として、A 社で被保険者資格を喪失してから約 2 か月後に支給されていることが確認でき、支給金額は法定

支給額と一致するなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえないう上、申立人の夫が、「妻が受給した記憶が無いと言っていた。」と述べているほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな周辺事情は無いが、脱退手当金の手続を行った覚えは無いし、受領した覚えも無いと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 7 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 25 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある者の 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていること、及び厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の同年 9 月 8 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっていたが、脱退手当金を受給した覚えは無いので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が同事業所を退職した約1年1か月後の昭和 35 年 5 月 1 日に旧姓から新姓に変更されたこと、また、厚生年金保険被保険者記号番号が同年 6 月 18 日に重複整理の手続が行われたことが記載されており、申立期間の脱退手当金が同年 8 月 19 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度発足前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和 42 年 4 月に共済年金へ加入するまで厚生年金保険等への加入歴が無い申立人が脱退

手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。